

第4章 一般政府及び対家計民間非営利団体関連項目の推計

1. 一般政府及び政府サービス生産者関連項目の推計

(1) 一般政府及び政府サービス生産者の範囲

いわゆる政府関係諸機関は、制度部門分類の観点からは、SNA 上公的部門である一般政府になるもの、公的企業になるもの、また民間部門である民間企業になるもの、対家計民間非営利団体になるものがある。

まず、金融機関、非金融機関の分類を行う。具体的には、売上高の 50%以上が①金融仲介活動又は②補助的金融活動による機関は、金融機関に分類する。

次に、市場性の有無を見ることにより、一般政府・非営利部門と法人企業部門の分類を行う。具体的には、売上高が生産費用の 50%以上であれば、市場性があるとして、法人企業に分類する。

最後に、政府による所有又は支配があるかを見ることにより、公的部門と民間部門の区分を行う。具体的には、政府出資の状況、役員の任命権・認可権の状況等の検討を行い、政府の所有又は支配がある場合には、一般政府に分類する。

これらに加えて、社会保障基金などの基準を検討し、政府関係諸機関を分類する。

制度部門の一つである一般政府は、政府サービス生産者の活動のみならず、産業として活動を行うこともあるが、わが国の SNA においては、一般政府と政府サービス生産者の範囲は一致しているものとする。

(2) 推計方法

a. 制度部門別推計方法

(a) 中央政府

一般会計及び特別会計については歳入歳出決算書の項目、独立行政法人等については財務諸表の勘定項目をそれぞれ性質別・目的別・経済活動別に分類し集計することにより推計する。1つの項目又は勘定項目で2つ以上の性質又は目的に該当するものは、基本的にその最もウェイトの大きいと判断される性質又は目的に分類することとし、分割はしない(表4-1)。

独立行政法人等の貸借対照表の利用が可能な団体の総固定資本形成は、貸借対照表の期末有形固定資産残高(土地を除く。)から期首同残高を差し引いたものに、当期の減価償却費を加えることにより推計する。

総固定資本形成に該当するもののうち用地費を含んでいると考えられるものにつ

いては、『建設業務統計年報』（国土交通省）の工事種別の用地費率を用いてこれを控除し、総固定資本形成を推計する。

（b）地方政府

普通会計等については、『地方財政統計年報』（総務省）等に基づいて推計を行う。

『地方財政統計年報』には性質別と目的別のクロス表があるので、これを基に SNA に則った性質別、目的別の分類を行い集計する。また経済活動別分類は目的別分類を基準に行う（表 4－1）。

下水道事業会計等については当該事業ごとに目的別、活動別に対応づける。

なお、地方開発事業団は地方政府に含まれるが、活動の規模が小さくまた近年解散の方向にあること等から推計を行わない。

総固定資本形成を推計する上で控除すべき用地費については、『地方財政統計年報』の「用地取得費の状況」等を使用する。

（c）社会保障基金

国民年金、労働保険等の国の特別会計分については中央政府と同様の方法で推計し、国民健康保険事業会計（事業勘定）等の地方の公営事業会計に属するものは、『地方財政統計年報』等により推計する。

また、共済組合、基金等については当該団体の決算書等から推計する。

（d）固定資本減耗

平成 17 年基準改定により、一般政府の固定資本減耗は貸借対照表勘定（第 10 章）において推計した時価評価による固定資本減耗を利用することとなった。推計は恒久棚卸法（PIM：Perpetual Inventory Method）に基づいて行い、減価償却法は社会資本も含めて定率法を用いる。¹⁷

b. 最終支出主体主義

例えば、地方政府が中央政府から 2 分の 1 の国庫補助金を受けて道路建設を行った場合、これを総固定資本形成として計上するに当たって 2 つの方法がある。

- ① 資金の出所にしたがって、2 分の 1 は中央政府の総固定資本形成、他の 2 分の 1 を地方政府の総固定資本形成として記録する。
- ② 代金を建設業者に最終的に支払った主体の観点から、地方政府の総固定資本形成として全額を計上する。

前者を資金源泉主義、後者を最終支出主体主義と呼ぶが、SNA においては最終支出主体主義をとる。

¹⁷ 93SNA 導入以降、一般政府のうち社会資本分とソフトウェア分の固定資本減耗については、貸借対照表勘定における推計値を利用していた。その際の推計は、恒久棚卸法に基づいて定額法で計算していた。

表4 - 1 政府の性質別・目的別・経済活動別分類例

1 政府の目的別・経済活動別分類

a. 目的別分類

01	一般公共サービス
011	行政・立法機関、財務・財政業務、対外業務
012	対外経済援助
013	一般行政
014	基礎研究
015	R&D（一般公共サービス）
016	その他の一般公共サービス
017	公的債務取引
018	他レベルの政府との間の一般的移転
02	防衛
021	軍事防衛
022	民間防衛
023	対外軍事援助
024	R&D（防衛）
025	その他の防衛
03	公共の秩序・安全
031	警察サービス
032	消防サービス
033	裁判所
034	刑務所
035	R&D（公共の秩序・安全）
036	その他の公共の秩序・安全
04	経済業務
041	経済、通商、労働関係業務一般
042	農畜産業、林業、漁業、狩猟
043	燃料・エネルギー
044	鉱業、製造業、建設
045	運輸
046	通信
047	その他産業
048	R&D（経済業務）
049	その他の経済業務
05	環境保護
051	廃棄物処理
052	廃水管理
053	公害対策
054	生物多様性・景観の保護
055	R&D（環境保護）
056	その他の環境保護
06	住宅・地域アメニティ
061	住宅開発

第4章 一般政府及び対家計民間非営利団体関連項目の推計

062	地域開発
063	上水道
064	街灯
065	R&D（住宅・地域アメニティ）
066	その他の住宅・地域アメニティ
07	保健
071	医療用品、医療用器具・設備
072	外来サービス
073	病院サービス
074	公衆衛生サービス
075	R&D（保健）
076	その他の保健
08	娯楽・文化・宗教
081	娯楽・スポーツサービス
082	文化サービス
085	放送・出版サービス
084	宗教・その他の地域サービス
085	R&D（娯楽・文化・宗教）
086	その他の娯楽・文化・宗教
09	教育
091	就学前・初等教育
092	中等教育
093	中等教育修了後教育（高等教育を除く）
094	高等教育
095	レベル別に定義できない教育
096	教育に付随するサービス
097	R&D（教育）
098	その他の教育
10	社会保護
101	傷病・障害
102	老齢
103	遺族
104	家庭・児童
105	失業
106	住宅
107	その他の社会的脱落
108	R&D（社会保護）
109	その他の社会保護

b. 政府サービス生産者経済活動別分類

中 分 類	小 分 類
電気・ガス・水道業	下水道 廃棄物処理
サービス業	教育 学術研究機関
公務	公務

2 実際の区分例

a. 中央政府（国の決算書）

（所管）内閣府

（組織）内閣本府

（項）経済社会総合研究所

（目）職員基本給	→	性 質	雇用者報酬
		目 的	経済業務
			R&D（経済業務）
		経済活動	サービス業・学術

b. 地方政府（地方財政統計年報 2-5-1 表）

（性質）物 件 費	→	性 質	中間投入
（目的）民生費・老人福祉費	→	目 的	社会保護
			老 齢
		経済活動	公 務

2. 対家計民間非営利団体及び対家計民間非営利サービス生産者関連項目の推計

（1）対家計民間非営利団体及び対家計民間非営利サービス生産者の範囲

a. 対家計民間非営利団体の範囲

民間非営利団体を事業形態別に分けると、「対家計民間非営利団体」と「対企業民間非営利団体」とに分けることができる。対企業民間非営利団体は SNA では産業に含まれ、対家計民間非営利団体のみ別途推計を行う。

民間非営利団体の範囲は、経営組織別にとらえると、個人、会社、国、公共企業体及び地方公共団体である事業所を除いたもの、すなわち、「会社でない法人」及び「法人でない団体」である。

このうち対家計民間非営利団体の範囲は、労働組合、政党、宗教団体などの他に、私立学校の全てである。団体の性格としては、「他の方法では効率的に提供し得ない社会的・公共的サービスを、利益追求を旨とすることなく家計に提供する団体」で、家計にサービスを売する場合でも代金は通常、生産コストを完全にカバーし得ず、その活動は原則として、会員からの会費徴収や、個人・企業・政府からの寄付・助成金、及び財産所得によってまかなわれている。

日本標準産業分類でみると、（71）学術・開発研究機関（うち私立）、（81）学校

第4章 一般政府及び対家計民間非営利団体関連項目の推計

教育（うち私立）、（８２０）管理，補助的経済活動を行う事業所（８２ その他の教育，学習支援業）、（８２１）社会教育、（８５０）管理，補助的経済活動を行う事業所（８５ 社会保険・社会福祉・介護事業）、（８５３）児童福祉事業、（８５４）老人福祉・介護事業、（８５５）障害者福祉事業、（８５９）その他の社会保険・社会福祉・介護事業、（９３２）労働団体、（９３３）学術・文化団体、（９３４）政治団体、（９３９）他に分類されない非営利的団体、（９４）宗教、（９５０）管理，補助的経済活動を行う事業所（９５ その他のサービス業）、（９５１）集会場が該当する。

なお、（８０）娯楽業もその対象に入るべきものがあると思われるが、経営組織別にみると、民間非営利団体とみなされるものの数が僅少であるため除外する。

b. 対家計民間非営利サービス生産者の範囲

対家計民間非営利団体は、対家計民間非営利サービス生産者としての活動だけでなく、副次的に「産業としての活動」である収益事業（例えば、住宅の所有・賃貸、食堂や飲食店の経営、会員・一般向け小売店の経営など）を行っている場合があるが、推計の便宜上、対家計民間非営利団体は、対家計民間非営利サービス生産者としての活動のみを行うと考え、この副次的な部分を含まない形で推計を行う。

このことにより、SNA 上の対家計民間非営利団体と対家計民間非営利サービス生産者の範囲は完全に一致する。

（２）推計方法

対家計民間非営利団体の推計方法は、団体の活動目的別に「教育」と「その他」の２部門に分け、それぞれの活動目的別に推計する。

a. 活動目的別分類「教育」の推計

活動目的別分類「教育」は、日本標準産業分類（８１）学校教育（私立学校ただし付属病院を除く）及び（８２１）社会教育からなる。

（a）私立学校教育の推計方法

平成９年度までは『私立学校の財務状況に関する調査』（旧文部省）を基礎資料として推計を行う。この調査は文部大臣所轄及び都道府県知事所轄学校法人が対象となっており、その中には私立学校の付属病院及び、本来民間非営利団体ではない「個人立」（家計に含まれる。）の学校も含まれる。

このうち付属病院分については、産業である医療業に含まれるべきものであり、基礎資料上分離可能のため推計から除外するが、個人立学校分については分離することが困難なため推計値の中に含まれる。

また、平成１０年度からは上記の調査が廃止となったため、『今日の私学財政』（日

本私立学校振興・共済事業団）を基礎資料として推計する。この調査結果には付属病院分は含まれていないが、個人立学校分は旧文部省の調査同様、調査対象となる。個人立学校分については従来同様分離が困難なため、推計値の中に含まれる。

私立学校についての基礎資料は確報推計時には間に合わないため、確々報時に推計に使用する。確報時の推計方法については、前年の確々報値に、対前年度比の平均（過去3年分）、『学校基本調査』（文部科学省）の私立学校教職員数及び、『毎月勤労統計調査』（厚生労働省）の賃金指数の伸び率を用いて延長推計する。

（b）社会教育の推計方法

『民間非営利団体実態調査』（内閣府）の調査結果から無形固定資産を除外したものを基礎資料とし、産業別の収入、消費支出、投資支出の各項目を組み替え、推計する（組替方法については表4-2を参照）。

b. 活動目的別分類「その他」の推計

活動目的別分類「その他」は、日本標準産業分類の（853）児童福祉事業、（854）老人福祉・介護事業（訪問介護事業を除く）、（855）障害者福祉事業、（859）その他の社会保険・社会福祉・介護事業、（932）労働団体、（933）学術・文化団体、（934）政治団体、（939）他に分類されない非営利的団体、（94）宗教、（951）集会場からなる。

（a）政治団体の推計方法

政治団体は昭和49年以降『民間非営利団体実態調査』の対象外となったため、現在は『政治資金収支報告書』（総務省）から収入、支出総額を把握し、支出額については内訳がないため『民間非営利団体実態調査』の昭和45～48年度の政治団体分平均の支出項目のウェイトで分割する。

（b）政治団体以外の「その他」に係る推計

『民間非営利団体実態調査』を基礎資料とする。この調査から得られる産業別の収入、消費支出、投資支出の各項目を組み替えて推計する（組替方法については表4-2を参照）。

c. 固定資本減耗

平成17年基準改定により、対家計民間非営利の固定資本減耗は貸借対照表勘定（第10章）において推計した時価評価による固定資本減耗を利用することとなった。推計は恒久棚卸法に基づいて行い、減価償却法は定率法を用いる。

d. 年度値の暦年転換方法

対家計民間非営利団体の推計は年度ベースの基礎資料により行うため、推計で当初求められる値も年度値となる。この年度値を四半期分割し暦年値も求めるが、その四

第4章 一般政府及び対家計民間非営利団体関連項目の推計

半期分割比率は、雇用者報酬に関しては「教育」、「その他」ともに『毎月勤労統計調査報告（全国調査）』の教育、社会保険・福祉、サービス業の賃金指数を、「教育」の家計最終消費支出に関しては『家計調査』（総務省）の私立学校授業料を用い、他の計数については四等分して四半期値を推計する。

表4 - 2 民間非営利団体実態調査項目と非営利推計項目との対応

勘定	推計項目		実態調査該当項目
国内総生産勘定(支出側)	中間投入	(A)	仕入原価
			消耗品費
			光熱水道料
			印刷・製本費
			地代・家賃・賃貸料
			その他の事業経費
	付加価値	(B)	在庫(控除)
			雇用者報酬
			人件費
			固定資本減耗
			減価償却費
	(生産額)	(D)	生産・輸入品に課される税
			租税・公課
			計
		(E) = (B) + (C) + (D)	
	産出額	(F) = (A) + (E)	
制度部門別所得支出勘定	中間需要		(G)
	家計現実最終消費	家計最終消費支出	(H)
		対家計民間非営利団体最終消費支出	(I) = (F) - ((G) + (H))
制度部門別資本調達勘定	総固定資本形成		(J)
			投資支出
制度部門別所得支出勘定(一部)	財産所得(支払)		(K)
	社会扶助給付		(L)
	財産所得(受取)		(M)
	民間非営利団体への経常移転		(N)
	貯蓄		(O) = ((M) + (N)) - ((I) + (K) + (L))
			移転的支出
			利子収入
			配当収入
			賃貸料収入
			会費等の移転的収入